

【アメリカ】母親に優しい空港に整備する改善を行うための法律の制定

2020年10月30日、米国内の小規模レベルのハブ空港を、子供を持つ母親が使いやすくすることを目的とした「母親に優しい空港のための改善法 (Friendly Airports for Mothers Improvement Act, P.L.116-190)」が、大統領の審署を経て制定された。この法律は、小規模のハブ空港が、空港の旅客ターミナルビルの「搭乗者エリア」(空港による乗客と手荷物の検査を受けなければアクセスできないエリア (49 C.F.R. 1540.5)) に、母親が授乳を行うためのエリア (授乳エリア) と、各旅客ターミナルビルの1つ以上の男子トイレ及び1つ以上の女子トイレに、乳幼児の着替え台を設置するために、連邦の補助金を交付する手続を定めるものである。なお、「授乳エリア」とは、①公衆の視界から遮られ、公衆の侵入がない、②施錠可能な扉を有する、③テーブルや流し台、コンセント等を有する、④障害者がアクセスでき、使用可能である、⑤トイレ内に設置されていない、等の要件を満たす部屋等を意味する (49 U.S.C. § 47107(w)(3) (A))。

大規模ハブ空港及び中規模ハブ空港については、同様の補助金の交付を2021年度から行うことを既に定めていた (FAA Reauthorization Act of 2018, P.L.115-254, Sec.132(a). 49 U.S.C. § 47107(w)(2)(A)) が、この規定に小規模ハブ空港に対する補助金交付の規定を追加する改正を本法で行う (本法第2条(3). 49 U.S.C. § 47107(w)(2)(A)(i)(II))。 海外立法情報調査室・伊藤 信博
・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ190/PLAW-116publ190.pdf>

【EU】域内移動制限の協調に関する EU 理事会勧告の改正

2020年10月13日、EU理事会は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うEU域内の移動制限に関する勧告（Council Recommendation (EU) 2020/1475）を採択し、感染拡大防止策としてEU域内の自由移動を制限する際の共通基準を設定し、地域の感染状況に応じて色分けされた地図の作成・公表等を勧告した（本誌286-1号（2021年1月）pp.2-3参照）。2021年2月1日、感染状況の悪化を受け、同勧告が改正された（Council Recommendation (EU) 2021/119）。なお、勧告は、規則（Regulation）又は指令（Directive）とは異なり、法的拘束力を有しない。

改正勧告の主な規定は、次のとおりである。①地域の感染状況を示す色分けについて、従来は感染状況が深刻な順に「赤色」、「オレンジ色」、「緑色」の3色と、情報が不十分な場合等の「灰色」の計4色が設定されていたが、「赤色」よりも深刻な状況として「暗赤色」（dark red）を追加する。「暗赤色」は、過去14日間の人口10万人当たり新規感染報告件数が500件以上である場合が該当する。②「暗赤色」、「赤色」の地域から又は当該地域への不要不急の移動の自粛を要請する。③「暗赤色」の地域からの移動者に対しては、目的地到着前に新型コロナウイルス感染症の検査を行い、到着後は隔離期間を設ける。新型コロナウイルスの変異型がまん延している地域についても、同様の措置を講じることができる。④「暗赤色」の地域からの移動者に対する制限（③）は、医療従事者等の生活維持に必要な不可欠な職種に就いている移動者、医療上の切迫した事由のある患者等の重大な理由のある移動者にも原則として適用される。一方、運輸労働者及び国境を接する地域の居住者等の日常的に国境を超えて移動する者には、原則として適用されない。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.LI.2021.036.01.0001.01.ENG>

【EU】LGBTIQ 戦略の策定

2020年11月12日、EU初のLGBTIQに関する戦略である「平等の連合：LGBTIQ 平等戦略2020-2025」（COM(2020)698）が策定された。同戦略は、①差別に対する取組、②安全の確保、③包摂的な社会の構築、④国際社会における取組促進の4つの柱から成る施策を実施する。

各柱の主な施策は、次のとおりである。①特に雇用分野における差別禁止法制等の見直しを実施する。②「EU罪」（EU運営条約に基づき、EU共通の定義及び制裁の最低基準を定めることができる犯罪）のリストに、LGBTIQを標的とするものを含めたヘイトクライム、ヘイトスピーチを追加する提案を行う。③親がLGBTIQである家族（レインボー・ファミリー）が域内移動する際の障壁を取り除くため、ある加盟国で親と認められれば、他の加盟国でも同様に親として認められるようにする等、親であることを加盟国間で相互認証することを支援する立法提案を行う。④対外活動におけるLGBTIQの平等推進支援を強化する。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0698>

【フランス】家庭内暴力の被害者を保護するための法律の制定

フランスにおいて、家庭内暴力の被害者の数は、約 22 万人以上（年間）と非常に多く、そのうち約 150 人（年間）が亡くなっている。このような被害者を守る必要から、2020 年 7 月 30 日に「家庭内暴力の被害者を保護するための法律第 2020-936 号」が制定された。同法は、全 13 章 29 か条から成り、主に、次の事項について規定する。

①家庭内暴力が発生し、家族事件裁判官が保護命令（被害者と加害者を引き離し訪問や連絡を禁止する等の命令）においてパートナーである加害者と被害者の別居を行わせる場合において、両者が住んでいた住居は被害者が使用するものと命ずることができる。（第 1 条） ②家族事件裁判官が保護命令を発出した場合においては、共和国検事にその旨を直ちに伝達し、特に、子供への暴力が予想される場合はそのことを併せて伝達する。（第 2 条） ③家庭内暴力に関する犯罪を行った者が、裁判所監督（収監せずに社会生活の制限を科す制裁）に服する場合において、その者が未成年の子に対して持つ面会交流権及び宿泊を伴う面会交流権の行使を停止することができる。（第 4 条） ④家庭内暴力が行われているという訴えがなされている家族の紛争については、その重大性等に鑑み、家事調停（裁判所の指名する調停人による合意支援制度。離婚の際にしばしば用いられる。）によることを認めない。また、家庭内暴力事件については、その重大性等に鑑み、簡便な手続である刑事上の調停（公訴を提起せず、加害者による損害の補償に重点を置き、加害者と被害者の間の友好的な事件決着を図る制度）によることを認めない。（第 5 条、第 6 条） ⑤加害者に対する扶養義務を負う被害者については、その扶養義務が免除される。また、加害者に対する扶養義務を負う者の子、親又は兄弟姉妹等が被害者である場合においても、その扶養義務が免除される。（第 7 条） ⑥故人（被相続人）に対して、拷問、故意の暴力、強姦等を行った者は、相続人から外すことができる。（第 8 条） ⑦パートナーに対してハラスメント（繰り返しの発言や行動による嫌がらせ）を行い、それがパートナーを自殺又は自殺未遂に至らしめる場合には、10 年以下の拘禁刑及び 15 万ユーロ（約 1900 万円）以下の罰金に処する。（第 9 条） ⑧配偶者、子等の電気通信機器（スマートフォン等）を盗んだ場合は、窃盗罪を構成するものとする（刑法典第 311-12 条に基づき、配偶者、子等に対する盗みは、原則として窃盗罪を構成しないことへの例外規定）。（第 10 条） ⑨賃借した住居から退去する場合、原則として 3 か月前までにその旨を貸主に伝達するものとされているが、失業等の理由がある場合は、例外的に 1 か月前までに伝達することで許される。保護命令が発出された被害者であることをこの例外的な事由に加え、被害者が退去を伝達することは、1 か月前まででよいものとする。（第 11 条） ⑩暴力が行われ被害者であるパートナーの生命に危険が差し迫り、かつ、被害者が加害者に強く支配されているために被害者は自らを守ることができないと考えられる場合においては、それを業務で知った医師等の医療関係者は、その暴力について共和国検事に伝達しなければならない。ただし、可能な限り、被害者の同意を得るものとする。

（第 12 条） ⑪パートナーの同意なしで位置情報の収集を行う者は、2 年以下の拘禁刑及び 6 万ユーロ（約 760 万円）以下の罰金に処する。（第 17 条） 前海外立法情報調査室・三輪 和宏
・ https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=shLVial2GFAvXVHYawAie63PzXyh2U2x_naRfEud_Wg=

【ドイツ】食肉産業における労働安全衛生の規制強化のための法律—労働保護管理法—

2020年6月末に、ドイツ西部の複数の食肉処理工場で新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生し、食肉産業で働く外国人労働者（主にポーランド、ルーマニア等の東欧出身者）の劣悪な労働環境・生活環境に批判が集まった。従来より、食肉産業における労働時間に関する法律違反、下請け業者による多重雇用契約、税務当局への報告のない闇労働、不十分な設備にもかかわらず高い家賃の共同宿舎、家賃や作業用具代の搾取的な天引きなどが問題とされており、既に同年5月20日に「食肉産業のための労働安全衛生プログラム」を連邦内閣が採択していた。これを受け、連邦全域で統一的に食肉産業における労働条件の改善を図るため、「労働保護管理法」（BGBI. I S. 3334）が、2020年12月30日に公布された。

同法は全16か条から成り、ドイツの労働安全衛生法である労働保護法の改正（第1条）、食肉産業における労働者の権利の保障に関する法律の改正（第2条、第3条、第3a条）、労働場所規則の改正（第4条）、連邦住民登録法の改正（第5条）、労働時間法の改正（第6条）、青少年労働保護法の改正（第7条）、闇労働取締法の改正（第8条、第9条）、社会法典第7編（法定災害保険）の改正（第9a条）、営業法の改正（第9b条）、社会法典第6編（法定年金保険）の改正（第9c条）、農業者老齢保障法の改正（第9d条）、基本権である住居の不可侵（基本法第13条）の制限（第10条）を規定し、一部を除き、2021年1月1日からの施行（第11条）を規定する。

同法の内容は、次のとおりである。①請負契約及び臨時雇用契約の禁止：食肉産業の中核業務である食肉の屠殺（とさつ）、切断、加工においては、外部人材の投入が禁じられ、請負契約も派遣労働契約もできなくなる。ただし、従業員49人以下の手工業事業者は例外である。また、季節的な需要のピークに対応するため、労働協約によって、その対象となる食肉加工部門の派遣労働を8%を上限に許容することができる旨の時限的規定も置かれた。この規定は、2024年4月1日に廃止される。②労働時間の電子的記録：労働時間違反を防ぐため、労働時間管理は電子的な記録のみ認められる。労働時間法の違反に対しては、罰金が大幅に引き上げられる。③宿舎の基準：業界全体で最低限の基準を設ける。④現場検査の充実：連邦全域で一律の年間最低検査率を定め、2026年までに徐々に引き上げる。これは、各州が準備する時間を確保するためである。⑤連邦専門機関の設置：連邦労働安全衛生研究所に、新たに労働安全衛生のための連邦専門機関（Bundesfachstelle für Sicherheit und Gesundheit bei der Arbeit）を設ける。同機関は、労働安全衛生の業務及び管轄を束ね、各州の最低検査率の監査も行う。

同法の審議過程においては、連邦参議院（州政府の代表により構成）の法案修正勧告も一部取り入れられた。①州の労働安全衛生官庁と災害保険機関が現場検査で得られた情報を電子的に交換することが義務付けられ、②宿舎提供が適切でないことが不法行為とされ、③労働安全衛生官庁による労働時間監査における具体的な監査権限が創設された。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2656/265668.html>

【ドイツ】医療技術補助職の教育訓練改革—医療技術補助職改革法（MTA 改革法）—

医療技術補助職の教育訓練改革を主な目的とする「医療技術補助職改革法（MTA 改革法）」（BGBl. I S. 274）が、2021年2月24日に連邦大統領の認証を得て、3月3日に公布された。同法は、全20か条から成り、第1条で新たに「医療技術における職に関する法律（MT 職法）」を制定し、作業療法士法改正（第2条）、言語療法職法改正（第3条）、救急救命士法改正（第12条）、看護介護職法改正（第13a条）等の医療職に関する多数の法律の改正を規定し、第15条で施行（一部を除き、2023年1月1日）及び「医療における技術補助者に関する法律（MTA 法）」（BGBl. I 1993 S. 1402）の2022年12月31日の廃止を規定する。

同法の主な内容は、次のとおりである。①医療技術補助職の包括的な教育訓練改革：MTA 法及びMTA 教育訓練試験規則（BGBl. I 1994 S. 922）の公布（90年代）以降の新たな技術的、医学的及び科学的な知見を導入する。実習時間を延長し、実習時の報酬を適切な額とし、学費を無償化する。教育訓練機関の法定最低基準を定める。連邦で統一された教員及び学校管理者の最低資格を定める（経過措置あり）。「医療技師（Medizinischer Technologe/Technologin）」と総称される医療関連の専門職資格として、4つの職種（「医療技術検査助手（Medizinisch-technische Laboratoriumsassistent/in）」、「医療技術放射線助手（Medizinisch-technische Radiologieassistent/in）」、「医療技術機能診断助手（Medizinisch-technische Assistent/in für Funktionsdiagnostik）」、「獣医学助手（Veterinärmedizinisch-technische Assistent/in）」）の名称占有を認める。②救急救命士（Notfallsanitäter/in）の法的確実性の向上：特別な状況下（患者の命が危険なとき等）や明確に定義された範囲内で、医師の指示がなくとも自己の責任で、患者の生命維持のための一定の医療的介入行為を可能とする明確な規定を設ける。③EU法の国内法化：EU指令（2005/36/EC）の委任決定（EU）2020/548による現行条文を国内法化する。④コロナ関連：予防接種・検査に従事する医師へのインセンティブ（報酬の社会保険料免除）を規定する（本誌第287-1号（2021年4月）p.12参照）。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2677/267780.html>

【ロシア】核の輸出管理

科学技術に関する輸出管理（ソフトウェア、機械類、材料等）は、経済的な理由に加え政治的な側面からも重要である。特に兵器の生産開発に転用可能な技術については、意図せずテロ組織等に渡った場合、国際的な脅威となり得る。2021年1月22付けロシア連邦大統領令第42号「輸出管理問題に関するロシア連邦大統領の特定の法律の改正について」は、この管理体制のうち「デュアルユース機器、材料及び関連技術のリスト」及び「核材料、設備、特殊な非核材料及び関連技術のリスト」について変更を加える。この大統領令は同日公布され、同年4月22日に施行される。主に言及される点は、国際原子力機関（IAEA）が管理する「使用済核燃料（SNF）再処理関連の技術」及び「パブリックドメイン技術」の取扱いである。SNF再処理とは、原子力発電等で発生する使用済核燃料を廃棄するためのプロセスであるが、企業がこれに必要な機材を輸出するにあたっては、適切に利用される旨の証明書を提出する等の手続が必要であることが規定されている。一方、「パブリックドメイン技術」、すなわち知的財産権が発生していないソフトウェア等については、輸出管理の対象から外れることが定められている。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2021/01/31/opredelen-eksportnyj-perechen-atomnyh-materialov-oborudovaniia-tehnologij.html>

【ロシア】法執行機関・軍人の個人情報保護

インターネットを利用し、対象となる個人の情報を掲示板等に公開するという嫌がらせが行われることがある。これが警察官や軍人に対して行われた場合、被害者本人やその家族に危害が及ぶだけでなく、当局の職務遂行に問題を生ぜしめ、治安維持に支障をきたし得る。そのため、インターネット上に個人情報を流出させないよう監視を行い、流出があった場合には即座に情報を削除するなどの対策が必要である。従来ロシアでは、1995年4月20日付連邦法第45号「裁判官、法執行機関及び監督当局官吏の国家保護について」等の法律を、当局に所属する個人の情報を保護する根拠としている。しかし、これらの対策をとるための、保護すべき個人情報を法的処置の対象とする措置（個人情報保護措置）は、「生命・健康・財産への差し迫った危機」が存在しない限り、行うことができなかった。つまり、インターネットに個人情報が不当に開示されても、直ちに生命に危険が及ぶものではないと判断されるため、個人情報保護措置をとることができなかった。これを可能にすることを目的として、改正法2020年12月30日付け連邦法第515号「保護された者に関する情報の秘密保持及び運用・刑事活動の実施に関するロシア連邦の特定の立法行為の改正について」が、2021年1月10日に施行された。同改正法により、迅速かつ柔軟に個人情報保護措置を行い、当局に所属する個人の「安全に差し迫った脅威があるかどうかに関わらず」、インターネット事業者が情報を第三者に公開することを禁ずることができる。その対象は裁判官の他、警官や軍人、検察官にまで及ぶ。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2021/01/11/rg-publikuet-zakon-o-zashchite-lichnyh-dannyh-sotrudnikov-nekotoryh-vedomstv.html>

【韓国】国会法の改正

2020年12月22日、国会法が改正された。今回の改正により、国会議長が定める年間国会運営基本日程の作成基準となる臨時国会召集日について、従来2月、4月、6月の1日及び8月16日に召集すると規定されていたものが、2月、3月、4月、5月、6月の1日及び8月16日に召集するとされた（第5条の2第2項；2020年12月22日施行）。委員会議事日程に関して、小委員会を除く委員会は、毎月2回以上開会するが、当該委員会の国政監査又は国政調査実施期間、その他開会が困難であると認められる期間はこの限りでなく、国会運営委員会、情報委員会、女性家族委員会、特別委員会及び予算決算特別委員会の場合は、委員長が開会の回数を別途定めることができるとする規定が新設された（第49条の2第2項、同条第3項；2021年3月23日施行）。議長は、第1級感染症のまん延又は天災等により本会議の通常開会が困難である場合には、本会議を遠隔映像会議方式で開会することができる。遠隔映像会議に出席した議員は、同一の会議場に出席したものとみなし、表決に参加することができる。国会は、遠隔映像会議システムを運営しなければならず、遠隔映像会議方式で開かれた本会議では、このシステムを利用し、表決を行う。ただし、議長が必要と認める場合は、挙手により表決を行うことができる（第73条の2；2020年12月22日施行）。また、国会は、放送制度を利用し、又はインターネット等の情報通信網を通じて中継放送を行う場合、障害者に対する円滑な情報提供のため、手話、クローズドキャプション、画面解説等を提供しなければならない（第149条第3項；2021年6月23日施行）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z2T0Z1X2X0R4X1U2Z1G2Z0V9K7D1S0
- https://www.assembly.go.kr/assm/notification/news/news01/bodo/bodoView.do?bbs_num=50376

【韓国】公職選挙法の改正等の動向—バリアフリー対策、選挙運動規制緩和、補欠選挙日程等—

2020年12月29日、公職選挙法が改正・施行された。この改正では、バリアフリー対策に関連し、居住地域、高齢、障害等により交通の不便又は移動困難等の状況にある選挙人に対して、交通の便を提供するための対策を行うことが義務化された（第6条第2項）。候補者が視覚障害を持つ選挙人に提供するため、音声・点字等で出力されるデジタルファイル形式の選挙公報の保存媒体を提出する場合、配布地域を管轄する区・市・郡の選挙管理委員会は冊子体の選挙公報（点字形式の選挙公報を含む）と共に発送しなければならない（第65条第11項）。各選挙管理委員会が設立・運営する選挙放送討論委員会は、対談・討論会を開催する際、聴覚障害を持つ選挙人のために字幕放送又は手話通訳をしなければならない（第82条の2第12項）。

次に、選挙運動規制に関連し、選挙運動は選挙期間開始日から投票日前日までに行うこととした第59条の例外規定として、電話又は言葉での選挙運動（投票日を除く）、予備候補者登録申請前の名刺の直接配布が加えられた（第59条第4号及び第5号）。また、予備候補者の名刺直接配布を禁じる場所のうち、病院・宗教施設・劇場の屋内について、貸館等により当該施設が本来の用途外に利用される場合を除くと規定した（第60条の3第1項第2号）。

あわせて、従来4月最初の水曜日に行われていた地方自治体の長の補欠選挙・再選挙が、前年9月1日から2月末日までに実施事由が確定したものについては4月最初の水曜日に、3月1日から8月31日までに実施事由が確定したものについては10月の最初の水曜日に実施されることとなった（第35条第2項第1号：2021年3月1日以降に実施事由が確定したものから適用）。そのほか、新聞、定期刊行物、放送事業等に関わる言論関係者の選挙立候補に関する規定（第53条第1項第8号）、選挙掲示に関する規定（第64条）、政党の候補者に関する規定（第47条）の一部が改正された。

2021年1月28日には、選挙運動期間のインターネット上の掲示板等における実名制について、公職選挙法第82条の6中で規定された事項及びそれに関する過料賦課規定（第261条第3項第4号、第6項第3号）に対する違憲決定が下され、これらの規定は失効した。

さらに、2021年2月26日、別途の改正法案が国会を通過し、同年3月23日に公布された。この改正では、外交部長官に対し、旅券発給等の制限又は返納を要請することができる者として、従来の中央選挙管理委員会又は検事に加えて司法警察官を規定に加えた。また、旅券発給等の制限又は返納の対象に定めた「国外で公職選挙法上の長期3年以上の刑に該当する罪を犯し、起訴中止（「被疑者の所在不明などの事由で捜査が終結できない場合にその事由が解消されるときまでする処分」李範燦、石井文廣『大韓民国法概説』成文堂、2008、p.164.）とされた者」の部分を、「国外で公職選挙法上の長期3年以上の刑に該当する罪を犯し、起訴中止又は捜査中止（被疑者中止（被疑者の所在不明等、警察捜査規則第98条第1項第1号で規定されたもの）に限定）とされた者」とした（第218条の30）。

その後、2021年3月24日には、事前投票及び在外投票の管理を強化する内容の改正法案が国会で可決され、同月26日に公布された。

海外立法情報課・中村 穂佳

- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V2R0Q1L1R3O0F1C6N0S1M1M6H1M0Y1
- <https://www.nec.go.kr/site/nec/ex/bbs/View.do?cbIdx=1090&bcIdx=136822>
- <https://www.nars.go.kr/report/view.do?cmsCode=CM0043&brdSeq=33225>
- <https://www.nars.go.kr/report/view.do?cmsCode=CM0043&brdSeq=33829>
- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G2T0A1J2L0O4T1K3P3O7A3F8D8X4G0
- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D2G1X0J1R2M8D1W3L4Y6X3U4H0N1S3

【中国】予算法实施条例の改正

予算法は2014年の全部改正（本誌263号（2015年3月）pp.133-156参照）時に、地方財政の透明化を主眼として、地方政府による地方債の発行を正式に認め、中央から地方への財政移転のうち専門項目移転支出（補助金に相当）の対象基準や手続を厳格化し、中央政府が収支を集中的に管理する等の規定が盛り込まれた。その後も、関連する政策文書が発表され、2017年10月の中国共産党第19回党大会等で、透明性があり拘束力のある予算制度を整備する等の方針が示されていた。2020年8月3日、予算法に基づく予算法实施条例（1995年制定）の改正条例が国务院で採択・公布され、同10月1日に施行された。改正条例は全8章97か条から成り、予算・決算等の支出の情報公開の詳細度等を規定した（第6条）ほか、専門項目移転支出の評価・見直し制度（第10条）、支出項目の実績効果評価（第20条）、債務残高管理（第42条）、中央政府が地方政府に貸し付ける転貸債務（第45条）、地方政府の債務リスク評価指標体系（第47条）等の、予算法中に規定する内容を詳細化した。 海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail.html?ZmY4MDgwODE3NmQ1Y2JjZTAxNzZkNzNIMjFhYzAzZGI%3D>

【中国】中国共産党統一戦線工作条例の改正

統一戦線とは、中国共産党が自身の地位を固め国の目的を達成するため、内外の味方を結集する戦略をいい、その関係業務を担う中国共産党統一戦線工作部は、2018年の機構改革以降、国务院の国家民族事務委員会、国家宗教事務局等の部門と一体化している。2015年、統一戦線に関する初の党内法規となる「中国共産党統一戦線工作条例（試行）」（全10章46か条）が公布・施行されていたが、2020年12月21日、全14章61か条から成る改正条例が公布・施行された。民営企業幹部等の「新社会階層」に関する第8章、海外の留学生や華僑に関する第10章、組織紀律に関する第12章、奨励・監督に関する第13章が追加された。

第1章総則では、統一戦線業務に対する党の集中的指導の強化、統一戦線業務の科学化・規範化・制度化の向上を制定目的に追加し（第1条）、党による指導の堅持等の原則（第4条）等を明記した。組織に関する第2章では、中央政治局が指導する中央統一戦線工作指導小組の位置付けと役割を明記し（第7条）、中央及び地方各級の党組織における統一戦線の体制・業務内容等を整備した（第8条、第9条）。民族に関する第5章では、少数民族の合法的権利利益の保障、暴力テロ・民族分裂等の抑止（第22条）等を追加した。宗教に関する第6章では、宗教の中国化を堅持すること（第23条）、法により宗教事務を管理し、宗教界に憲法・法律の權威を理解し遵守させ、法の範囲で活動するよう指導し、宗教のマイナス作用を抑制すること（第24条）等を追加した。香港・マカオ・台湾に関する第9章では、香港・マカオ同胞の国家意識・愛国精神の強化（第34条）、台湾の愛国統一勢力の発展強化、平和統一プロセスの不断の推進（第35条）等を追加した。 海外立法情報課・湯野 基生

・ http://www.xinhuanet.com/politics/zywj/2021-01/05/c_1126949202.htm

【フィリピン】代替学習システム法

2020年12月23日、代替学習システム法（Alternative Learning System Act: R.A. 11510）が成立した（2021年1月5日公布、同月20日施行、全28か条）。この法律は、特別な事情から基礎教育を受けることのできない子供及び基礎教育を学齢時に受けることのできなかつた成人（先住民を含む）に対して、公教育に代わる代替学習システム（以下「ALS」）を構築し、その財源について規定する。立法目的は、①全ての学習者に公平な基礎教育へのアクセスを保証すること、②公教育における基礎教育カリキュラムに基づいた生涯学習の機会を提供すること、③学習内容、学習提供期間に柔軟性を持たせること等である（第3条）。

教育省が所掌する ALS プログラムを実施する中心的な部署として、代替教育局（Bureau of Alternative Education: BAE）が新設される（第6条）。BAEは、①ALSカリキュラム及び学習教材の開発における最低限の品質基準の確立、②ALSプログラム学習者の認定及び評価、③教育機会へのアクセス強化及びALSプログラムの持続的実施のための政府機関、地方自治体及び民間セクターとの連携、④ALSプログラム学習者の雇用促進のための関係機関・産業との調整等を担当する（第7条）。

教育省は、政府機関、民間セクター等と連携し、ALS 教員、学習補助者等に対して、定期的な研修及びワークショップを実施し、ALS プログラムを提供するために必要な知識及び能力を確保するものとする（第12条）。

教育省、自治体（都市を含む）又はその両者は、ALS プログラムの学習環境を整えるために、全国の全ての自治体及び都市に最低1か所の ALS コミュニティ学習センターを設置するものとする。その際、公教育へのアクセスが制限されている地域、特別な事情から基礎教育を公共の場で受けることのできない子供が集中している地域等が優先される。全ての学習者が ALS プログラムに公平にアクセスできるようにするために、全ての ALS コミュニティ学習センターは、週7日運営され、ALS プログラムに参加する保護者のための保育スペース等、適切な学習リソース及び施設が提供されなければならない（第13条）。

教育省が実施する ALS プログラムは、無償で行われ、あらゆる料金の徴収は禁止され、違反者は、行政責任を負う（第20条）。また、国内外を問わず、ALS プログラム推進のために個人及び団体によって行われた寄付等に関し、寄付者の税金が免除される（第21条）。また、ALS 教員等は、教育省の定めたガイドラインに従って、交通費及び補助教材手当を受け取ることができる（第22条）。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/12dec/20201223-RA-11510-RRD.pdf>